

令和 8 (2026) 年度 事業計画

当財団の設立趣旨及びとちぎ男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的に基づき、センターの管理運営を行うとともに、男女共同参画社会の実現に関する情報の収集・提供及び意識啓発等の事業を実施する。

事業名	事業内容	備考
I 公益目的事業	男女共同参画に関する各種事業及び県民の自主的かつ主体的な活動の支援等を行い、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指す事業	
1 情報収集提供事業	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、情報を幅広く収集し、利用者に提供する。</p> <p>(1) 情報ライブラリーの運営 男女共同参画に関する専門図書のほか、一般図書、行政資料、雑誌、視聴覚資料等を幅広く収集し、情報ライブラリーにおいて広く県民に貸し出す。また、県民からの専門情報の問合せ等に対応する。</p> <p>(2) 情報誌の発行 男女共同参画を推進するための情報誌「パルティ」を発行する。</p> <p>(3) 講座案内等による広報 男女共同参画に関する講座案内を作成し、関係機関等に配布して講座等への参加を促すとともに、新聞等によりセンターの事業を広く県民に広報し、男女共同参画に関する学習機会を提供する。</p>	
2 調査研究事業	<p>男女共同参画に関する調査研究を行い、諸問題の解決に向けて取り組むための事業等の基礎とする。</p> <p>・ 栃木県における女性の地域活動に関する実態調査と人材育成に関する実証的研究</p>	
3 相談支援事業	<p>男女共同参画に関する各種事業を行う団体や県民からの相談等に応じ、その自主的かつ主体的な活動を支援する。</p> <p>(1) 相談助言・活動支援事業 県内市町や団体・個人等、男女共同参画を推進する上での多様な相談に対応し、その活動を支援する。</p>	

	<p>(2) 女性相談支援事業</p> <p>女性を取り巻く様々な問題や悩みに気づき、男女共同参画の視点から問題を解決し自立に向かうための学習の機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のためのこころのケア講座（平日8日）定員各日15名 	
<p>4 啓発・学習・研修事業</p>	<p>男女共同参画についての理解と関心を深め、性別にとらわれず自分らしく生きるとともに、男女共同参画社会の実現を積極的に推進するための学習機会を提供する。</p> <p>(1) 社会参加支援事業</p> <p>県民の社会参加を促進するため、就業や自主的活動に必要な知識と技能を習得する学習機会を提供する。</p> <p>(ア) 再チャレンジ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後の心と体のセルフケア（平日2日）定員14名 ・女性のためのファイナンシャル・プランニング技能検定3級試験準備講座（平日14日）定員30名 ・パソコン講座～エクセル・ワード～（初級）（土曜日3日）定員20名 ・パソコン講座～エクセルステップアップ～（中級）（土曜日2日）定員20名 ・パソコン講座～Canva デザイン入門～（土曜日2日）定員20名 ・パソコン講座～ChatGPT 入門～（土曜日1日）午前コース／午後コース 各回定員20名 ・パソコン講座～動画編集入門～（土曜日1日）定員20名 <p>(イ) キャリアアップ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサーティブ・トレーニング講座（土曜日1日）定員25名 <p>(2) 自主活動支援事業</p> <p>生きがいや潤いのある生活の実現と男女共同参画社会づくりに向けた県民の自主的活動の実践に必要な学習機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理教室（土曜日2日）定員20名 ・フェスタ in パルティ <p>センター利用の団体等による自主事業を中心に、活動成果の展示や発表、ワークショップ等を通して、男女共同参画の理解促進と意識の高揚を図る。</p> <p>令和8(2026)年10月31日(土)</p>	

(3) 重点項目推進事業

男女共同参画社会づくりを積極的に推進するため、その時々喫緊の課題に対し柔軟に、重点的に取り組む事業を実施する。

(ア) ポジティブ・アクション推進事業

・パーティキャリア塾～アドラー心理学講座～（土曜日1日）定員25名

(イ) 暴力未然防止事業

・女性と子どものための護身術～WEN-DO～

親子クラス（土曜日1日）定員20名

女性クラス（土曜日1日）定員20名

(ウ) パルティ防災フォーラム（県からの受託事業）（平日1日）定員30名

(エ) 防災研修講師養成講座（土曜日1日）定員10名

(オ) アンコンシャス・バイアス等に関する啓発事業（県からの受託事業）

(4) 出張セミナー

男女共同参画に関する正しい知識と理解を深める学習機会の充実を図るため、学校、市町等に講師を派遣し講座を実施する。

(ア) 男女共同参画の視点で考える防災講座

(イ) 男女共同参画講座

(5) 一時保育事業

財団主催事業において、子育て中の親の参加を促進するため、事業開催時に参加者の子どもの一時保育を行う。

	<p>5 男女共同参画活動拠点施設の管理運営事業</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた県民の活動拠点施設であるセンターの維持・管理運営を行う。</p> <p>(1) 施設利用貸出 男女共同参画推進団体の公益活動及び個人・団体の交流を推進・支援するため、男女共同参画社会の実現と発展に関する事業に対して研修室、会議室等の貸出しを行う。</p> <p>(2) フェスタ in パルティ（再掲） センターの利用促進と、男女共同参画推進団体の活動の発表の場として、性別・年齢・地域等の枠を超えた連携・交流を図り、広く県民が集い交流を深めることを目的に、フェスタ in パルティを実施する。</p> <p>(3) 交流サロン利用団体情報交換会の実施 性別・年齢・地域等の枠を超えて連携し、交流を図るため、交流サロン利用団体情報交換会を実施し、個人やグループのネットワークづくりを支援する。</p> <p>(4) 一時保育助成等事業 男女共同参画社会の実現を目指した事業等をセンターにおいて実施する場合、その団体等に対し、一時保育等に係る経費相当額を助成する。</p>	
	<p>6 その他必要な事業</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、その他必要な事業を行う。</p>	
<p>II 収益事業</p>	<p>公益目的事業以外で施設を貸与する事業、自動販売機の設置を行う。これらの事業で得た収益は、公営目的事業である男女共同参画事業の財源とする。</p>		